



いよいよ私たちの控訴審期日が始まりました！

控訴審が行われる仙台高等裁判所は、郡山地裁と比べると規模も大きく、3つの民事部があります。

その中で、津島原発訴訟を担当するのは「第1民事部」です。

担当裁判官は、石栗 正子裁判長、吉岡 あゆみ右陪席、鈴木 綱平左陪席の3人。弁護団は、この石栗裁判長が指揮する法廷を、「石栗裁判長の法廷」という意味で「石栗コート」と呼んでいます。私たち弁護団は、石栗コートの3人も津島に連れて行って現状を見てもらい、勝訴を目指して闘います！

控訴審第1回口頭弁論期日のご報告

弁護士 菊間 龍一

9月28日午後2時30分から仙台高等裁判所で津島訴訟の控訴審第1回口頭弁論期日が開かれました。午後1時30分から裁判所前の三角公園で開かれた集会には、溢れんばかりの原告・支援の方々が集まり、傍聴に向かう人を見送りました。



(民の声新聞・鈴木博喜さん撮影)

期日では、武藤晴男さん、石井ひろみさん、今野秀則団長がそれぞれ意見陳述をしました。特に、石井さんが原稿も持たずに、裁判官の目をまっすぐ見て訴えかけているのが印象的でした。

また、弁護団からは、菊間、大木、高橋、嶋田、山田、大塚、白井の各弁護士が、控訴審で行おうとしている主張の概要について意見を述べました。私は、その先陣を切ることになりました。その第一声は、次のとおりです。

「原発事故と真摯に向き合った8つの下級審裁判官の事実認定を蔑ろにした不当な判決」これが6月17日の最高裁判所第二小法廷判決の多数意見を一言で言い表す言葉です。

6月17日の最高裁判決は、ただ一言「3. 11津波は大きすぎたからどうやったって事故は回避できなかった」と国を免責してしまったのです。そもそも国・東京電力が事故を予見できたのか、国は事故を回避するために何

をすべきであったのか、東京電力が何をすれば事故を回避できたのか、全国の原告団・弁護団が必死に主張立証してきた争点について、何らの判断も示さずに逃げたのです。

このような「不当判決」が津島訴訟を審理する仙台高裁第1民事部の裁判官の心に響くはずがありません。私たちは、最高裁判決を乗り越えるべく新たな主張も展開しながら、控訴審で再び勝訴判決を獲得するために全力を尽くします！

第1回口頭弁論後の、進行協議のご報告

弁護士 西沢 桂子

第1回口頭弁論期日が終了した後、進行協議が開催されました。

私たち弁護団は、この控訴審では、第1審の段階では主張していなかった新たな論点を主張しています。これは、国の責任を否定した6月17日の最高裁判決を受け、そのひどい理屈を克服するために付け加えたものですが、石栗裁判長から、「原告らが控訴審で新たに主張する事項は、これまでの主張との関係でどのような位置づけになるのか、その主張の骨格をきちんと説明してほしい。」といったリクエストがありました。

そこで、まずは原告が、次の進行協議期日までに主張の骨格を明確にし、そのあとに、被告国と被告東京電力が、原告の主張に対して反論するということになりました。



現時点で決まっている今後の日程

12月 5日(月) 11時00分～進行協議期日(弁護団のみ参加)

1月19日(木) 14時30分～第2回口頭弁論期日

※第1回の口頭弁論期日と同様に、第2回口頭弁論期日でも集めた署名を提出する予定です。この2回目の署名集約の締め切りは、1月10日です。署名集めも、皆さん頑張りましょう！

☆津島原発訴訟弁護団 連絡先はこちらです↓

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10階

電話：03-6273-0079 メール：genpatu.tsm@gmail.com